

SONI Experience 募集型企画旅行条件書 (本条件書は旅行業法第 12 条の 4 による旅行取引条件説明書面と旅行契約が締結された場合は同法第 12 条の 5 により交付する契約書面の一部となります)

1. 募集型企画旅行契約

「SONI Experience」は一般社団法人そこのわ GLOCAL が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、一般社団法人そこのわ GLOCAL(以下「当該会社」といいます)と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。旅行契約の内容・条件はパンフレットの各コースごとに記載されている条件、または以下に記載の条件、出発前にお渡しする最終日程表及び当該会社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

2. 旅行のお申し込み及び契約成立

(1)お申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は、「旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部、または全部として取り扱います。
(2)当該会社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段(以下「電話等」という)による旅行契約の予約をお受けいたします。この場合当該会社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して 3 日以内にお申込書とお申込金を提出していただきます。ただし、申込金又は旅行代金を振込まれる場合は、お申込書、その他旅行条件説明書面及び振込用紙到着後 3 日以内に送金下さい。
(3)旅行契約は当該会社が契約の締結を承諾し、お申込金又は、旅行代金を受領したときに成立するものとします。
(4)「電話等」による旅行契約は前項(3)の規定にかかわらず、当該会社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。
(5)お申込金(おひとり) **旅行代金の 20%以上**
(6)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出下さい。当該会社は可能な範囲内でこれに応じます。
(7)前項(6)の申し出により、当該会社がおお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担とします。

3. お申し込み条件

(1)20 才未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
(2)個室対応コース及び SONI Experience は原則として 2 名様以上でお申込み下さい。
(3)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
(4)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当該会社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(5)その他当該会社の業務上の都合があるときには、ご参加をお断りする場合があります。
(6)SONI Experience の予約締切日は、包括旅行割引運賃又は個人包括旅行割引運賃を利用しているため、出発日の 10 日前となります。

4. 契約責任者によるお申し込み

(1)当該会社は、団体・グループを構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」という)から旅行のお申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
(2)契約責任者は、当該会社が定める日までに、構成者の名簿を当該社らに提出しなければなりません。
(3)当該会社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
(4)当該会社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5. 契約書面及び確定日程表

(1)契約の成立後は、本旅行条件書は契約書面の一部となります。
(2)当該会社は、お客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した確定日程表を予め契約書面に記載した場合を除き、遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。
なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況をご説明いたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日以内に当たる日以降に募集型企画旅行のお申し込みがなされた場合にあっては、旅行開始日までに交付します。

6. 旅行代金と適用範囲

(1)旅行代金とは原則としてパンフレット等に明示された一人当たりの旅行費用です。
(2)旅程が日・祝日にかかる場合及び特に定めた期間は()料金になります。但し、出発日が日・祝日にかかる場合の夜行出発コースは除きます。
(3)SONI Experience を出発日の 9 日前以降にお申し込みの場合、航空運賃を原則として普通運賃で対応させていただきますので、差額追加旅行代金が必要となります。

7. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日起算でさかのぼって 13 日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、サービス料、イベント代、入場料、消費税等諸税、旅客施設使用料(空港により必要な場合)及び特に明示したその他費用等。
(2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な費用を含みます。
(3)上記の諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

(1)旅行日程に明示した以外の交通費等諸費用又旅行日程中に「フリータイム」「自由行動」「各自で」「お客様負担」等と記載されている部分(区間)の交通費、食事代、宿泊箇所毎に定める時間外客室使用料、休憩料等諸費用及び、「個室希望による追加代金等」「追加飲料代金等」「延泊による宿泊代金等」「船舶、航空機、列車等の等級変更望による差額運賃料金」
(2)超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)
(3)クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
(4)自宅から発着地までの交通費、宿泊費等
(5)傷害、疾病に関する医療費

10. 旅行内容の変更

当該会社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当社 の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当該会社の関与できない事由により、安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となるか、そのおそれが極めて大きい場合は、旅行の実施を止めるか、又はお客様に予め事由と因果関係を説明し、日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。緊急の場合でやむを得ない時は、変更後に理由を説明いたします。

11. 旅行代金の変更

(1)当該会社は利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大福に超えて増額又は減額される場合、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日からさかのぼって起算して 15 日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
(2)本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
(3)第 10 項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用(当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む)に増額又は減額が生じる場合には、当該会社は、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。
(4)運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当該会社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。

12. ご旅行開始前のお客様による旅行契約の解除

(1)お客様は第 15 項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
イ.当該会社により契約内容の重要な変更が行われたとき
ロ.第 11 項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき
ハ.天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
ニ.当該会社がお客様に対して、別途定める期日までに、最終旅行日程表を交付しなかったとき
ホ.当該会社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

13. ご旅行開始後のお客様による旅行契約の解除

(1)お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
(2)お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当該会社がその旨を告げたときは、第 12 項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当該会社は、受領できなくなった当該旅行サービスに対して取

消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用(当該会社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります)を差し引いた金額をお客様に払戻します。

14. 当該会社による旅行契約の解除及び催行中止

(1)当該会社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
イ.お客様が当該会社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加の条件を満たしていないことが判明したとき
ロ.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認めたとき
ハ.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき
ニ.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
ホ.お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員(SONI Experience は 2 名、又コース毎に記載)に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目(日帰り旅行については 3 日目)に当る日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
へ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当該会社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従って旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
(2)お客様が当該会社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当該会社は当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものとし、第 15 項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
(3)当該会社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
イ.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当該会社が認めるとき
ロ.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当該会社の指示の違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
ハ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当該会社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能になったとき
(4)当該会社が前項の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当該会社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当該会社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
(5)前項の場合において、当該会社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払戻します。

15. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料をお支払いいただきます。

	取 消 日	取 消 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	(1)21 日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては 11 日目)	無 料
	(2)20 日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては 10 日目)(3)～(6)を除く)	旅行代金の 20 %
	(3)7 日目にあたる日以降の解除((4)～(6)を除く)	旅行代金の 30 %
	(4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40 %
	(5)当日の解除 ((6)を除く)	旅行代金の 50 %
	(6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

(2)グループの人員減少は出発前、当日とも取消の扱いとなり所定の取消料をいただきます。
又、減員後の人数により申込時の部屋割条件および料金は変更になり、差額代金をいただきます。
(3)当該会社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき、お取り消しになる場合も上記取消料をお支払いいただきます。
(4)第 14 項の(2)による場合は上記の料率で違約料をいただきます。
(5)お客様の都合で出発日及びコースを変更される場合は上記料率の半分に相当する額の取消料を申し受けます。

16. 旅行代金の払戻し

当該会社は、第 11 項の規定により旅行代金を減額した場合又は第 12 項から第 15 項までの規定によりお客様若しくは当該会社が旅行契約を解除した場合において、お客様に対し払戻しすべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 10 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払戻しいたします。

17. 旅程管理・添乗業務員・保護措置等

(1)SONI Experience は、ご旅行中・添乗員同行コースは添乗員が、又同行しないコースはバス乗務員が旅行を円滑に実施するための必要な業務を行います。
(2)SONI Experience は添乗員が同行し、旅行を円滑に実施するための必要な業務を行います。但し一部のコースを除く場合もあります。その場合は、明示いたします。
(3)当該会社は、旅行中のお客様が疾病・傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当該会社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当該会社が指定する期日までに当該会社の指定する方法で支払わなければなりません。

18. お客様に対する当該会社の責任と免責事項

(1)当該会社は旅行契約の履行にあたって、当該会社又は当該会社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当該会社に対して通知があったときに限ります。
(2)お客様が天災地変、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当該会社の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当該会社は前項の場合を除きその損害を賠償する責任を負いません。
(3)お荷物の損害については、前項の規定にもかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度として賠償いたします。

19. お客様の責任

当該会社はお客様の故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当該会社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

20. 特別補償

(1)当該会社の責任が生ずるか否かを問わず、当該会社約款「特別補償規程」に従い、お客様がご旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として1万円~5万円、携帯品にかかる損害補償金(15万円を限度、ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、CD-ROM、光ディスク等記録媒体に書かれた原稿(記録媒体自体は補償対象)、その他同規程第18条第2項に定める品目については補償しません。
(2)本項(1)の損害について当該会社が第18項(1)の規程に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当該会社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
(3)お客様がご旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー・一搭乗等同規程第3条及び第5条に該当する場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動がご旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
(4)当該会社のご旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当該会社が実施するご旅行については、主たる契約の一部として取り扱います。
(5)契約書面において、当該会社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、ご旅行参加中とはいたしません。

21. 旅程保証

(1)当該会社は、表④の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の次の①②の変更を除く)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います(お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります)。ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。
①大災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。
②第12項から第15項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。
(2)当該会社が一つの契約に基づきお支払いする変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当該会社は、変更補償金を支払いません。
(3)当該会社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第18項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当該会社は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0

②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑦前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
(注2)「最終行程表」(確定書面)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終行程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「最終行程表」の記載内容との間又は「最終行程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
(注3)③又④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
(注4)④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
(注5)④又は⑤若しくは⑥に掲げる変更が一乗車船又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船又は一泊につき一件として取り扱います。
(注6)⑦に掲げる変更については、①から⑥までの率を適用せず、⑦によります。

22. お客様の交替

お客様は当該会社が承諾した場合、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この際交替に要する実費をいただきます。

23. 旅行条件・代金の基準日

旅行条件・旅行代金の基準日は、パンフレットに明示した日となります。

24. その他

この条件書に定めのない事項は当該会社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります(ご案内)
☆バス座席は、原則として、お申込み順グループ毎に前席から指定させていただきます。(尚、旅行日数に応じ、座席指定を変更する場合もございますのでご了承下さい。)
☆経路、バス車両及び旅客の編成の都合上、途中まで補助席又は乗合バス・タクシー・近鉄・JRを利用していただく事があります。
☆少人数の場合中型・小型バスを使用することがありますのでご了承下さい。
☆SONI Experience の各地と空港までの交通機関はバス・近鉄・JR又はタクシーを利用します。
☆宿泊コースは相部屋型(男女別に他のお客様と同室)と個室型(お申込みグループでの部屋確保)がございます。但し、個室型は表示部屋定員内のグループでお申込み下さい。

25. 個人情報のお取り扱いについて(重要)

(1)当該会社及び販売店欄記載の当該会社の受託旅行者又は受託旅行者代理業者(以下「販売店」という)は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要なものについては各コース等に記載されています)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
*このほか、当該会社及び販売店では、①当該会社、販売店及びこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③ アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
(2)当該会社が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当該会社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当該会社が可能な範囲内でこれに応ずる(又は応じられない旨の回答をする)目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがありますが、これは当該会社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
(3)当該会社が本項(2)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当該会社は、旅行契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。
(4)当該会社は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(5)当該会社は、当該会社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、共同して利用させていただくことがあります。なお、当該会社の名称及び個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称は、各社ホームページをご参照ください。
一般社団法人そにのわ GLOCAL http://soniexperience.jp/profile
(6)当該会社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者の提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。その際、法令及び当該会社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。
⑧万一、当該会社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客様にご連絡させていただきます、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを一時停止いたします。
また、速やかにホームページ等で事実関係等を公表させていただきます。

SONI Experience

奈良県知事登録旅行業第地域 220 号

<p>旅行企画 実 施</p>	<p>一般社団法人そにのわ GLOCAL 奈良県宇陀郡曽爾村大字長野6 2 番地</p>
---------------------	---

<p>お問い合わせ・お申し込みは</p>	<p>一般社団法人そにのわ GLOCAL 〒633-1212 奈良県宇陀郡曽爾村大字長野6 2 番地</p>
<p>TEL： 0745-94-2022 E-mail: info@soniexperience.jp</p>	
<p>旅行業務取扱管理者氏名： 平島義隆（理事）</p>	

<p>旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し担当者からの説明に不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。</p>
